

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(環境生活政策課)

ページ

規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第四条中「届出書」を「規定による届出」に改める。

第二十条中「第六条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十九条第一項中「第六条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十八条中「第六条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

第十七条中「第四十一条第三項」の下に、「(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、「別記第十四号様式」を「別記第十五号様式」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の八条を加える。

(認定の申請書)

第十九条 法第四十四条第二項の申請書は、別記第十六号様式によるものとする。

(認定の有効期間の更新申請)

第二十条 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、別記第十七号様式によるものとする。

(知事が所轄するもの以外の認定特定非営利活動法人の書類の提出)

第二十一条 第五条及び第七条から第九条までの規定は、法第五十二条第一項の規定により県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて知事が所轄するもの以外のものが知事に届け出、又は書類を提出する場合について準用する。

2 条例第十条の規則で定める書面は、別記第十八号様式とする。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名変更の届出)

第二十二条 法第五十三条第一項の規定による届出は、別記第三号様式によるものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第二十三条 条例第十一条第二項の規則で定める書面は、別記第十九号様式とする。

(助成金支給書類等の提出)

第二十四条 条例第十二条第二項の規則で定める書面は、法第五十四条第三項の書類の提出については別記第二十号様式とし、法第五十四条第四項の書類の提出については別記第二十一号様式とする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第二十五条 第十九条の規定は、法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の規定による仮認定の申請について準用する。

2 第二十一条第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第一項の規定により法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定を読み替えて適用する場合について、第二十一条第二項の規定は条例第十四条において準用する条例第十条に規定する書類の提出について、第二十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十三条第一項の届出について、第二十三条の規定は条例第十四条において準用する条例第十一条第二項の書類の提出について、前条の規定は条例第十四条において準用する条例第十二条第二項の書類の提出について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請)

第二十六条 法第六十二条第一項又は第二項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第十五条の申請書の提出に併せて、別記第二十二号様式による申請書を提出するものとする。
第二十六条中「別記第十三号様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「別記第十二号様式」を「別記第十三号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「別記第十一号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「別記第十号様式」を「別記第十一号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「別記第八号様式」を「別記第九号様式」に改め、同条第二項中「別記第九号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第三条第二項」を「第七条」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第二十九条第一項の規定による同条第二項の閲覧に係る書類」を「第二十九条の事業報告書等」に、「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。
(定款の変更の登記完了の提出)

第八条 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、別記第六号様式によるものとする。ただし、前条の規定による届出と同時に登記事項証明書を提出する場合にあつては、この限りでない。

別記第一号様式備考 中「収支計算書」を「活動予算書」に改める。
別記第三号様式中「第5条関係」を「第5条、第21条、第22条、第25条関係」に、「第23条第1項」を「第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」及び同法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))に改め、同様式備考中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 変更後の収支計算書を添付すること。
別記第三号様式備考に次の一号を加える。

7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第62条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、

別記第三号様式備考に次の一号を加える。
7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第62条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、

様式とし、同様式の次に次の八様式を加える。

第15号様式 (第18条関係) (用紙 日本工業規格 B 7 横型)

(表面)

第 号

所 属

職 名

氏 名

特定非営利活動促進法第41条第 3 項 (同法第64条第 7 項において準用する場合を含む。)
の規定による職員の証

年 月 日交付

岐阜県知事

印

(裏面)

特定非営利活動促進法 (抜粋)

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人 (認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。) が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者 (以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。) に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人 (以下「認定特定非営利活動法人等」という。) が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

7 第41条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による検査について準用する。

第16号様式（第19条、第25条関係）（用紙 日本工業規格A 4 縦型）

認定特定非営利活動法人としての認定又は仮認定特定
非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書

年 月 日 岐阜県知事 様	主たる事務所の 所在地	〒		電 話 () F A X ()
	(フリガナ)			
	法人の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
	事業年度	月 日 ~ 月 日		
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 (自 年 月 日 至 年 月 日)	相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人	
	過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日)	有 ・ 無 (年 月 日)		
	認定取消の有無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)		
仮認定取消の有無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)			
特定非営利活動促進法	〔 第44条第1項の認定 第58条第1項の仮認定 〕		を受けたいので申請します。	
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒				
電 話 () F A X ()				

(注意事項)

- ・ 申請書は、申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ提出することができません。また、過去に認定又は仮認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は仮認定を受けたことのある法人については、再度、仮認定を受けることができません。
- ・ 申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間が実績判定期間となります。
- ・ 申請書には「認定（仮認定）申請時の添付書類一覧表（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とはその事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。

(注 意 事 項)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の 6 月前から 3 月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ・ 認定の有効期間の欄には、直近の法第 44 条第 1 項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください（既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）。
- ・ 「事務所の責任者」とはその事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。

第18号様式(第21条、第25条関係)(用紙 日本工業規格A 4 縦型)

認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)
の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒 電話()
	従たる事務所の所在地	〒 電話()
岐阜県知事様	(フリガナ) 法人の名称	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
	認定(仮認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の議事録の謄本 ・ 変更後の定款 	

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

第19号様式（第23条、第25条関係）（用紙 日本工業規格A 4 縦型）

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）
の役員報酬規程等提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	電話 () FAX ()
	(フリガナ) 法人の名称		
	(フリガナ) 代表者の氏名		
岐阜県知事 様	認定の有効期間		事業年度
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。

前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 （特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）		支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日		
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		法第四十五条第一項第三号（口に係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨及び法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項				
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引			認定基準チェック表（第3表） 「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員 の 状況」第3表付表1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2	
寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			認定基準チェック表（第4表）（初葉） 認定基準チェック表（第5表） 認定基準チェック表（第7表） 欠格事由チェック表	

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出する必要があります。

「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

第21号様式(第24条、第25条関係)(用紙 日本工業規格A 4 縦型)

認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)
が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

年 月 日	主たる事務 所の所在地	〒 電話()	
	(フリガナ) 法人の名称		
	(フリガナ) 代表者の氏名		
岐阜県知事様	認定年月日	年 月 日	
	認定の有効期間	自 至	年 月 日 年 月 日

海外へ200万円超の〔送金
金銭の持出し〕を〔行うことになった
行った〕ので、特定非営利活動促進法
第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

金 額	使 途	予 定 日 (実 施 日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

(事前に提出できなかった場合の理由)

「認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が200万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により金額等を記載した書類を事前に所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

第22号様式（第26条関係）（用紙 日本工業規格A 4 縦型）

特定非営利活動促進法第63条第 1 項又は第 2 項の合併の認定を受けるための申請書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)	電話() FAX()	
	法人の名称		
	(フリガナ)		
岐阜県知事様	代表者の氏名		
	認定(仮認定)年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件
	認定(仮認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
	事業年度	月 日 ~ 月 日	法第63条第 2 項申請

特定非営利活動促進法第63条 第 1 項
第 2 項 の合併の認定を受けたいので申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話() FAX()	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()	

(その他の参考事項)

(注 意 事 項)

- ・ この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- ・ 申請本文の

第1項
第2項

 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- ・ この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- ・ 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- ・ 申請書には「合併の認定申請書の添付書類一覧表（兼フェック表）」に掲げる書類を添付してください。

別記第十一号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式備考 中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式を別記第十三号様式とする。

別記第十一号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を別記第十二号様式とする。

別記第十号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を別記第十一号様式とする。

別記第九号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を別記第十号様式とする。

別記第八号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を別記第九号様式とする。

別記第七号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記第八号様式とする。

別記第六号様式中「第8条関係」を「第9条、第21条、第25条関係」に、「第29条第1項」を「第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。））の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第五号様式を別記第六号様式とする。

備考 1 次の書類を各2部添付すること。

前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書

前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがあ
る者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度
における報酬の有無を記載した名簿をいう。）

前事業年度の社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所（法人にあつ
ては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又
は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する
場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合は、
提出先の団体が定めるところによること。

別記第五号様式の次に次の一様式を別記する。

第 6 号様式 (第 8 条、第 21 条、第 25 条関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

年 月 日

定款の変更の登記完了提出書

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 7 項 (同法第 52 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により、提出します。

- 備考 1 登記事項証明書 1 部及びその写し 1 部を添付すること (ただし、法第 52 条第 1 項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を要しない。)
- 2 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項 (法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

附則
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
―
ブイ・アール・テクノセンター